〇路盤・アスファルト舗装

道路課 都市計画課 令和2年6月16日

1. 車道舗装について

舗装計画交通量(台/日・方向)	塑性変形輪数の適用	表層	基層
T < 100(旧L交通) 100≦T < 250(旧A交通)	しない	密粒度AC20FA(再生材入り)施工厚5cm以上 密粒度AC20FA(改質材入り)施工厚5cm以上の滑り止め部	
250≦T<1,000(旧B交通)	する	密粒度AC13FA(再生材入り)施工厚5cm未満 密粒度AC20FH(改質材入り)施工厚5cm以上	粗粒度AC20 (再生材入り)
1,000≦ T <3,000(旧 C交通)	(1, 500回/mm)		

- 注 1. 旧L、旧A、旧B交通における上層路盤は、原則として粒調砕石(M-40)とする。ただし、粒調砕石厚が10cmの場合(M-30)を使用することを原則とする。
 - 2. 旧C交通における上層路盤は、アスファルト安定処理(25)と粒調砕石(M-40)とする。ただし、粒調砕石が 10cm の場合(M-30)を使用することを原則とする。
 - 3. 下層路盤は、原則として再生クラッシャーラン (RC-40)とする。 ただし路盤厚が 10cm の場合 (C-30) を使用することを原則とする。
 - 4. 再生材の使用については、「舗装再生便覧 H22.11」によるものとする。
 - 5. 滑り止め舗装は、合成勾配6%以上の箇所に、必要に応じて用いるものとする。

2. 歩道舗装について

- (1) 表層に使用する合材の種類
 - ①標高<概ね 100m、かつ都市部(市街化区域、用途地域、人家連たん部等) 透水性舗装(開粒度アスコン(13))とする。ただし、橋梁、トンネル、歩道消雪部を除く。 なお、透水効果保持のため、プライムコートは施工しないこと。
 - ②標高>概ね 100m、または地方部 加熱アスファルト舗装(再生密粒度アスコン(13)) とする。
- (2) 横断勾配
 - ①透水性舗装 1%とする。
 - ②加熱アスファルト舗装 2%とする。
- (3)舗装構成
 - ①一般部 表層 3cm、路盤(RC-40)10cm とする。
 - ②乗入部 表層 4cm、路盤(RC-40)15cm とする(主に大型車が出入りする箇所は別途検討)。 ※大型車:道路構造令第4条に規定される普通自動車及びセミトレーラ連結車
- (4) 現場密度(管理基準)
 - ①表層 基準密度の 94%以上とする。
 - ②路盤 最大乾燥密度の 93%以上とする。
- ※(1)~(4)によりがたい場合は、現場条件を十分考慮し、別途決定すること。

3. その他の舗装について

使用箇所	使用合材種類	路盤材
表層処理	細粒度AC5F	
アスカーブ	細粒度AC13F	

4. 路肩舗装について

機械施工、人力施工とも区分せず車道舗装扱いとする。

5. その他(舗装の性能指標との適合)

舗装の性能指標は、原則として車道および側帯の舗装の新設、改築、大規模な修繕(200m 以上の全層打ち換え)に適用するものである。

必須の性能指標とは疲労破壊輪数、塑性変形輪数、平たん性※(ただし、路肩やバス停は除く) の3項目である。

なお、疲労破壊輪数及び塑性変形輪数については、アスファルト混合物事前審査会において、確認された合材を使用する場合においてはその規定を満足している。

また、平たん性については、通常の出来形管理時に行うアスファルト舗装工(表層工)の管理基準値を満たせばその規定を満足する。

富山県 土木部 建設技術企画課長 石井 雅 殿

アスファルト混合物事前審査委員会 委員長 渡辺 隆幸

アスファルト混合物認定通知書

標記について、令和 6年 5月29日付けで下記のとおり『認定』したので通知します。

記

- 1. 審查結果総括表 別紙-1
- 2. 審查結果判定表 別紙-2
- 4. 委員長専決行為による決済日 令和 年 月 日
- 5. 認定該当混合所数 新潟県 30 混合所

富山県 12 混合所

石川県 12 混合所

合 計 54 混合所

自:令和 6年 6月 1日至:令和 7年 5月31日

認定の有効期間

0ストアス Oストアス O再生10% Oストアス 0ストアス Oストアス 0ストアス Oストアス Oストアス 0ストアス 02 172 匹 **令和6年5** 〇再生15% 〇再生30% Oストアス O再生10% 〇再生5% 〇再生10% 〇再生10% 〇再生10% 〇再生10% (4) 組物度 77.77小 混合物 (13F)0ストアス 02172 02177 02177 02 172 0ストアス 0ストアス 表面処理 (3) 組料度 アスファルト 混合物 8定保留 0ストアス (5F) (2) 密粒度 7.7.7.7 小 混合物 (1.3.F.H) ●口型プレ ●□暦ププ ●Ⅰ型プラ ○□型プレ ●□型プレ ○□型プレ ●□型プレ ○□型プレ ●□型プレ ○□型プレ ●□型プレ ○11型プレ ●1型プレ 〇口型プレ ○□型プレ ●□型プレ 混合物 (13FH) 密 松 板 度 **忍定保留 認定保留** 〇口型プレ (13F) A 〇再生10% 〇再生50% ○再生30% ○再生50% 〇再生10% 〇再生30% 〇再生50% 〇再生5% 〇再生30% 〇再生10% 〇再生30% 〇再生10% 〇再生50% 〇再生30% 〇再生15% 〇再生15% 〇再生10% (3)(4) 〇再生5% 〇再年10% 丞 〇再年10% 〇再生10% 〇再生50% 麦 〇再生10% 〇再生30% 〇再生50% 〇再生30% 〇再生30% 〇再生10% 〇再生50% 〇再生30% 〇再生10% 〇再年30% 8 密粒度 7.x77小 混合物 (13)拓 密粒度アメファルト 混合物 (新20FH) 慾 ●口種プレー工程がプロを回避プレ ●1型プレ ●□型ププ ●口型プレ ●口型プレ ○再生10% ● 1型プラ ●口型プレ●口型プレ ●口類プレ ●口型プレ (新20FH) ●Ⅱ型プレ 認定保留 ●口型プレ

 ○再生10%
 ○1型プレ
 ○再生50%
 ● I型プレ

 ○再生50%
 ● I型プレ

 混合物 ⑥ 密粒度 7x77^N 畎 쏾 〇再生10% 〇再生10% 〇再生30%

 〇再生30%
 〇二型プレ
 〇再生30%

 〇百年50%
 認定保留

 〇再年50% 〇再生30% 〇再生30% 〇再生5% 〇再生10% (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (報告) (報20円) 查 〇日型プレ 〇口型プレ OI型プラ 〇日型プレ 〇口型プレ 〇口型プレ 金 密粒度 7.7.7.7.小 混合物 (20F)A 幽 〇再生30% 〇再生10% 〇再生30% 〇再生50% 〇再生10% 〇再生50% 〇再生5% 〇再生30% 〇再生10% O再生20% O再生15% 〇再生10% 〇再生30% 〇再生5% ○○</li 〇再生10% (20F) A 〇再生15% 〇再生50% 〇再生10% 〇再生10% 〇再生30% 〇再生40% 〇再年30% 〇再生10% 〇再生50% 〇再年30% 〇再生30% 〇再生30% 〇再生20% (20) 〇再生20% 〇再生15% 〇再生30% 〇再生50% 〇再生10% 〇再生10% 〇再生30% 〇再生50% 上層路盤 〇再年30% 〇再生50% 〇再生30% 〇再生20% 〇再生50% ① 7.7.7.7.1/v 安定処理 (22) 高岡アスコン㈱庄川アスコン㈱共同企業体 厾 / 混合所名 前田・世紀東急・朝日・鹿島共同企業体 ほくりくエコン 富山市黒瀬203 Ϯ 株式会社クリーンロードみやの 日本道路株式会社 北信越支店 富山アスファルト合材センター 射水市西高末1212 币 北陸支店 となみ野アスコン株式会社 となみ野アスコン 南砺市上川崎1673番地1 高岡アスコン合材センター 高岡市西広上50 币 小矢部アスファルト工場 日本海アスコン株式会社 会社名 北陸合材工場 富山市婦中町上轡田82 クリーンロードみやの 黒部市宮野686-1 協和アスコン合材工場 高岡市出来田70番地 協和アスコン株式会社 株式会社氷見アスコン ÞП 氷見アスコン 氷見市上田子118番地 日本海アスコン 魚津市三ヶ砂田1500 小矢部市芹川6029-1 株式会社佐藤渡辺 石黒工建株式会社 巡 配上県 102 ₽. ₽ 03 3 104 60 112 116 <u>1</u> 117

Ш

29

(別紙-1) 様式-850

34

〇:認定混合物 □:調査中 △:不適格

) プラ: プラントミックス プレ: プレミックス % : 再生骨材混入率

紐

4 - 1 - 4

電口艦			No.		富舗建設株式会社	118 中新川郡立山	北陸アスコ	北陸アスコン	富山市宮成
		会社名 / 混	混合所所		式会社	立山台村工場中新川郡立山町利田308	北陸アスコン株式会社	٨	5444番地
2/2		混合所名	. 在						
	上層路線		7.7.7.1/小	スとだ性 (25)	〇再年30%	〇角年20%	〇再生20%		
	異		和粒度 アスファルト	混合物 (20)	〇再生30%	〇再年20%	〇再生20%		
		@	密粒度 7x7rM	混合物 (20F)A	〇再生30%	〇角年20%	〇再生10%	〇再年30%	
(神)		4	密粒度 7x7rM	混合物 (20F)A		認定保留	〇I型プレ		
資		9	客粒度 7スファルト	混合物 (新20FH)	_	D=	/ 〇再生10%		
 米	3	9		混合物 (新20FH)		認定保留	6 ● Ⅰ型プレ	申は対し	
额	*	©		混合物 (新20FH)	_	Dom		_	
括《	塵	⊗			ŏ		〇再生10%		
表	-		11.2	-	%		%0		Ì

 表面処理
 7.xn--y*
 歩道等

 (3)
 (4)
 (5)

 細粒度
 網粒度
 開粒度

 7.x7zwh
 7.x7zwh
 7.x7zwh

 混合物
 混合物
 (3)

 (5F)
 (13F)
 (3)

 〇ストアス
 〇丙生30%
 〇ストアス

 認定保留
 認定保留

(3) (10) (11) (13F) (

令和 6 年 5 月 29 日

様式-850 (別紙-1)

〇ストアス 〇再生10% 〇ストアス

 ○再生10%
 ○ I 型プレ
 ● I 型プレ

 ○再生30%
 ● I 型プレ

忍定保留 認定保留

アスファルト混合物



アスファルト混合物事前審査委員会

既を活用していますから ラト部の

※図中の番号は、本制度の作業手順を示しています。

 $\ge X$

合物事前審査制度とは ァルト混

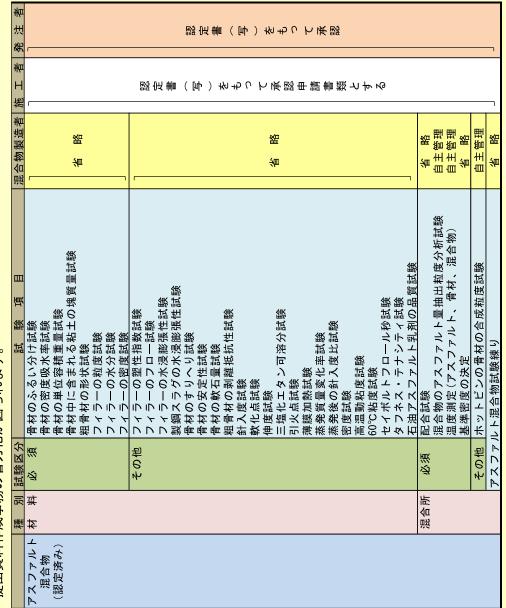
潟県、富山県、石川県、新潟市)に使用するアスファルト 1るため、事前審査を申請した書類に基づき、混合物の配合 2査基準に適合した混合物を認定するものです。 1種により、自主管理の状況や混合物の品質を確認します。 所は「プラント」と呼ばれています。 度は、公共工事(北陸地方整備局、新潟県品質確保と品質管理業務の合理化を図るた査、供試体の室内試験等を行って、審査基事前審査を申請した混合所への立入調査に設的にアスファルト混合物は「合材」、混合所は「 の制度が物の品が 部合で

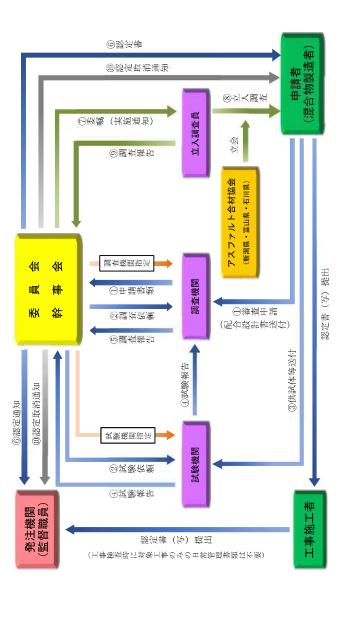
<mark>&計の調査、供討また、事前審</mark> また、事前審**3** ※一般的にアン

制取のメリシ

:合物の品質管理に関する承認行為の省力化 !及びチェック作業の省力化、試験練り立会いの省略 !出資料作成事務の省力化、確実な自主管理による混。 監督職員が工事毎に行う、混混合物の承認申請書類の作成混合物の各種試験の省略、提別の品質の出際の省略、提物の品質向上 開端試整 事発注者 事施工者合物製造者 HH黑

下表のように各種試験の省略 舗装工事の場合は、 0 用市 活ま をれ 度ら 前審査制 カ化が図 アスファルト混合物事 提出資料作成事務の省





注1)混合物名の「H」は北陸型混合物 5日 (豪雪地帯等の特例地域に適用) ストア **(2)** での 1 年間 立入調査 再生+改質 混合物種類番号 (2) 0 Ш Ж 改質材入 ・6月1日から翌年5月31 20 室内試験 \Rightarrow 4 9 $\sim 3~\mathrm{H}$ ~4 月 再生材入 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ Ш |0||0||0||0||0| · 毎年2月10日 · 毎年3月25日 配合設計 (25)(20F) A (新20FH) 密粒度アスコン (13F) 密粒度アスコン (13FH) アスファルト安定処理 粗粒度アスコン (20) (13) (13F) 細粒度アスコン (13F) 開粒度アスコン (13) 細粒度アスコン (5F) 混合物名 密粒度アスコン 密粒度アスコン 密粒度アスコン 密粒度アスコン の手続き [X] 認定書の有効期間 \mathbb{C} 事前審査 죕 查对象混合物

删

7)再生+改質:改質1型混合物に再生骨材(10%以下 6)改質:ポリマー改質アスファルト等を使用した混合物 9)溶融スラグ細骨材を使用した混合物は「p」を付ける 8)ストアス:ストレートアスファルト(60~80)混合物 2)混合物名の「A」は富山・石川県型混合物 5)再生:再生骨材を配合した混合物 4)混合物名の「新」は改良型混合物 2

> 新潟県:31 数 吊 诫 田

> > 點

・富山県:12・石川県:12

4

県合計:55) 3

組織

委員会幹事会

アスファルト混合物事前審査委員会

委員長:国土交通省北陸地方整備局 北陸技術事務所長 副委員長:新潟県土木部 技術管理課 工事検査室長

委員:学識経験者、公共工事発注者(国土交通省北陸地方整備局、富山県土木部、

石川県土木部、新潟市都市政策部)、北陸地区アスファルト合材協会連絡協議会

業務:①混合物の認定及び認定取り消しに係わる事前の審査

②混合物の認定書及び認定取り消し書の発行

③混合所における製造管理の審査のための立入調査

④立入調査員の委嘱

調査機関

指定機関:(一社)日本道路建設業協会北陸支部

業務:配合設計の調査、試験機関における試験結果との照合、審査基準との適合の調査

試験機関

指定機関:(一財)新潟県建設技術センター、石川県アスファルト混合物試験所

巻 務:供試体の室内試験

①密度試験②マーシャル安定度試験③アスファルト抽出試験④ホイールトラッキング試験

立入調查

調査員:国土交通省北陸地方整備局、新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、

新潟市都市政策部から推薦された職員(委員会が立入調査員を委嘱)

業務:事前調査を申請した混合所の自主管理状況及び混合物の品質確認

アスファルト混合物事前審査委員会事務局

国土交通省 北陸地方整備局 北陸技術事務所 〒950-1101 新潟市西区山田 2310-5 TEL(025)231-8037 FAX(025)231-1283

2023 年 12 月作成

建 技 第 477 号 令和6年2月20日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

小規模アスファルト舗装工の施工単価の改定について(通知)

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

- 1 改定内容 別紙
- 2 単価適用日 令和6年4月1日以降に作成する設計書に適用

(事務担当 技術指導係)

〇小規模アスファルト舗装工の施工単価

適用条件

- ①1箇所・1日あたりの施工面積が100m2未満の場合に適用する単価です。
- (1箇所・1日あたりの施工面積(A)とは、施工箇所の間隔がおよそ50m以内の範囲の施工面積を合計したものとします。また、施工間隔が50mを超える場合や50m以内でも現場条件により別日の施工となる場合は、それぞれ別箇所として取扱います。)
- ②2層(表層+基層等)仕上げの場合は、2層それぞれの施工面積を合計し、1箇所の面積とみなします。
- ③砂散布の有無は問いません。
- ④適用工種は限定しませんが、路面維持管理委託業務には適用しないものとします。

仕様(一層当り)	コード	施工規模	施工費(材料費、機械 運搬費含まず) (円)	材料費(アスファルト混合 物+瀝青材) (円)	計
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA001	0m² <a<10m²< td=""><td>見積り</td><td>材料費(㎡当たり)×面積</td><td></td></a<10m²<>	見積り	材料費(㎡当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA002	10㎡≦A<30㎡	見積り	材料費(㎡当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA003	30㎡≦A<50㎡	見積り	材料費(㎡当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA004	50m ² ≤A<100m ²	見積り	材料費(㎡当たり)×面積	

R6年度採用単価

仕様(一層当り)	コード	施工規模	施工費(材料費、機械 運搬費含まず) (円)	材料費(アスファルト混合 物+瀝青材) (円)	計
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA001	0m² <a<10m²< td=""><td>60,900</td><td>材料費(㎡当たり)×面積</td><td></td></a<10m²<>	60,900	材料費(㎡当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA002	10m ² ≤A<30m ²	119,000	材料費(㎡当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA003	30㎡≦A<50㎡	163,000	材料費(㎡当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t≦7cm	TA004	50m ² ≤A<100m ²	208,000	材料費(㎡当たり)×面積	

建 技 第 520 号 平成28年1月7日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

アスファルト舗装等の現場密度の測定について(通知)

このことについては、平成 25 年 10 月品質管理基準の改定において見直したところであるが、今回、本県土木部の舗装工事の規模に鑑み、別紙のとおり品質管理基準を一部改定したので通知します。

(適用年月日)

平成28年1月15日以降に作成する設計書から適用する

(事務担当 技術指導係)

品質管理基準(アスファルト舗装等の現場密度の測定)の改定について

工種	現行(H25.10)	改定案(H28.1)※
アスファルト舗装	・1 工事あたり 3,000 ㎡を超える場合は、10,000 ㎡以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個(10 孔)で測定する。 ・100m2 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・1,000m2 につき 1 個 (1 孔) で測定する。定する。・ただし 1 工事あたり 3 個 (3 孔)以上。・100m2 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。
	(例) 3,001~10,000 ㎡:10 個 10,001 ㎡以上の場合、10,000 ㎡毎に10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000 ㎡の場合:6,000 ㎡/1 ロット毎に10 個、合計20 個なお、1 工事あたり3,000 ㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	

※下層路盤をはじめとする8工種についても同様

県品質管理基準(試験基準)の改定内容(案)

1) アスファルト舗装の現場密度の測定について

- ・現在、1 工事あたり 3,000m2 を超える場合は、10,000 ㎡以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定することとしているが、「舗装設計施工指針 平成 18 年 2 月 社) 日本道路協会」において、品質の標準的な検査方法として示されている 1,000m2 につき 1 個の割合に見直す。
- ・また、統計処理上の理由(3個以上で平均)から、1工事あたり3個(3孔)以上の測定については変更せず、「(維持工事は除く)」という表現は削除する。
- ・100m2未満の工事については現行通り。

2)対象工種について

アスファルト舗装のほか、下層路盤をはじめとする 8 工種についても同様に、現場 密度の測定における試験基準を改定する (アスファルト舗装を含め全部で 9 工種が対象)。

・①下層路盤、②上層路盤、③アスファルト安定処理路盤、④セメント安定処理路盤、 ⑤アスファルト舗装、⑥路上再生路盤工、⑦路上表層再生工、⑧排水性舗装工・透 水性舗装工、⑨プラント再生舗装工

事 務 連 絡 平成 28 年 3 月 25 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

アスファルト舗装の現場密度の測定等における維持工事の取り扱いについて

平成 28 年 1 月 7 日付け「アスファルト舗装の現場密度の測定等について」に おいて、それまで明示していた「維持工事を除く」という表現を削除しました が、維持工事について下記のとおり取り扱うこととしましたので連絡します。

記

維持的な工種と解される「オーバーレイ」「部分舗装」等を、それ以外の工種と区別し維持工事としている事例がありましたが、工種による区別は行わず、全ての工種について品質管理基準に準じて測定することとする。平成28年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

なお、別紙2に合計面積と測定個数の具体例を示す。

事務担当 技術指導係